

社会福祉法人米沢弘和会・施設・事業所
高齢者の虐待防止に関する指針

1. 法人施設・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

本法人及び法人が運営する施設・事業所は、利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切なケアを一切行わないこと、加えて、虐待の発生防止に努めるとともに、早期発見・早期対応・再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して高齢者福祉の増進に努めるものとする。

【虐待の定義】

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れがある行為に加えること
正当な理由なく利用者の身体を拘束すること

(2) 性的虐待

利用者に対してわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前（3）に記す行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益をえること

2. 虐待防止検討委員会その他の施設内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止検討委員会及び虐待防止検討事業所委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定め、必要な措置を講じていく。

(1) 虐待防止検討委員会

①委員会の委員長は理事長とする。

②委員会の委員は執行役員とする。

③各委員は自身が管轄する地区施設・事業所の虐待防止検討事業所委員会を組織し、虐待防止検討委員会で審議された内容に基づいた虐待防止検討事業所委員会が開催されるよう虐

待防止検討事業所委員長と綿密な連絡を図ること。

④委員会は、年1回以上、委員長が必要と認めたときに開催する。また、虐待等が発生した場合、委員が委員会の開催を求めることができる。その場合において、委員長は速やかに委員会を開催しなければならない。

⑤委員長は必要に応じ、法人監事及び苦情解決第三者委員を招聘し、助言を得ること。

⑥委員会の審議事項等

- ・虐待防止検討委員会及び虐待防止検討事業所委員会または施設等の組織に関すること
- ・虐待防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待防止のための職員研修に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止対策の策定及びその実施後の評価に関すること

(2) 虐待防止検討事業所委員会

①介護老人保健施設サンプラザ米沢・介護老人保健施設サンファミリア米沢・特別養護老人ホームサンファミリア米沢3施設の各事業所委員長は、各々施設の長とし、各委員については、各施設の長が施設各課より指名した職員とする。

②その他の事業所委員会の委員長は、各事業所の長を充て、委員会の責任者及び虐待防止に関する措置を実施する事業所の担当者とする。

③各施設及び事業所において、事業所委員会の責務・役割を明確にし、事業所ごとに虐待防止対策委員名簿を毎年度はじめに作成するものとする。

④委員会は、年1回以上、委員長が必要と認めたときに開催する。

⑤委員会では、虐待防止委員会で審議された内容を周知するとともに、虐待防止対策が適正に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及及び啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待防止の徹底を図る内容とする。

(2) この指針に基づく研修は、各事業所の運営規程に定めた回数以上を行うとともに、新規採用職員には必ず虐待防止のための研修を行い、その都度実施内容を記録することとする。

4. 虐待が発生した場合の対応方法

(1) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、受診が必要な場合は、事故発生の手順に準じて対応する。

(2) 事業所責任者は虐待の実態、経緯、背景等を調査し、再発防止策を事業所として検討する。

- (3) 事業所責任者は虐待防止委員会において、調査内容、再発防止策について報告を行う。
- (4) 虐待防止委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査または再検討を事業所責任者へ指示する。
- (5) 虐待について法人として対応が必要な場合は、上記の手順を経ずに虐待防止委員会が主導し、対応する。
- (6) 虐待について、県・市町村の調査が行われる場合は、事業所責任者が対応する。
- (7) 虐待を行った職員については、就業規則に基づき制裁処分を行う。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や事業所責任者等への報告を行う。
- (2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、事業所責任者及び市町村に第一報として報告を行うとともに、事業所責任者は身元引受人及び家族には誠意をもって謝罪し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行うことに言及する。
- (3) 事業所責任者は、虐待防止委員会で承認された虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を身元引受人等及び県・市町村に報告する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

事業所は、家族がいないまたは、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

法人施設・事業所は、虐待に係る苦情が生じた場合、誠意もって対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市町村、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を身元引受人・家族等に伝える。

8. 利用者・家族等に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については、誰でも閲覧できるよう各施設・事業所に据え置くとともに、ホームページに掲載する。

9. その他虐待防止推進のために必要な事項

本指針3に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利養護とケアサービスの質の向上に努めていく。

令和4年4月1日

社会福祉法人米沢弘和会

介護老人保健施設サンプラザ米沢

介護老人保健施設サンファミリア米沢

特別養護老人ホームサンファミリア米沢

ケアハウスサンリヴェール米沢

デイサービスセンター「さんデイケア」

デイサービスセンター「サンファミリア米沢」

「さんデイケア」ホームヘルパーステーション

サンプラザ米沢居宅介護支援センター

サンファミリア米沢居宅介護支援センター

サンファミリア米沢地域包括支援センター